

学校いじめ防止基本方針

群馬県立高崎北高等学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2 校内組織

本校は、「高崎北高校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対策を、組織的かつ実効的に行う。

〔構成員〕

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、生徒指導部教諭、教育相談担当教諭、養護教諭
スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対策等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめ未然防止、早期発見及び早期対応などに関わる生徒への指導と具体的取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対応する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言などを行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会または学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

1 学校の取組

			生徒への指導等	学校の具体的取組
1 いじめの未然防止			○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。 ○ボランティア活動の機会を設ける。	○生徒会本部役員による挨拶運動を月・2回に実施し、人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。 ○地域住民と連携し、7月・2月に通学路清掃を実施し、地域住民との交流を深め、ボランティア精神を育む。
2 いじめの早期発見			○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。 ○7月・12月・3月にいじめアンケート調査や教育相談を行う。 ○定期的なアンケート調査及び二者面談を行う。 ○スクールカウンセラーの活用を促す。	○教職員による日常的な生徒観察を行う。 ○生徒からいじめについての言葉があったら、迅速に管理職に報告する。 ○メールかぜらーとの情報交換を行い、早期対策を行う。
3 いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめを受けた生徒	○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○解消されたと思われる場合も状況確認を継続する。	○「いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応する。 ○被害生徒を守り通す。 ○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。
		いじめを行った生徒	○たたく、蹴るなどいじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○いじめは絶対に許されないことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行う。 ○解消されたと思われる場合も状況確認を継続する。	○教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。 ○複数の教職員で調査・確認に取り組む。 ○教職員が質問に入り謝罪に関する指導を行う。 ○一方的な指導に偏ることなく指導・支援を行う。 ○加害生徒には教育的配慮の下、指導・支援を行う。 ○スクールカウンセラー及び保健室教諭が心のケア等を行う。 ○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。
	暴力を伴わないいじめ	いじめを受けた生徒	○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○解消されたと思われる場合も状況確認を継続する。	○「いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応する。 ○被害生徒を守り通す。 ○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。
		いじめを行った生徒	○冷やかしからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○いじめは絶対に許されないことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行う。 ○解消されたと思われる場合も状況確認を継続する。	○教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。 ○複数の教職員で調査・確認に取り組む。 ○教職員が質問に入り謝罪に関する指導を行う。 ○一方的な指導に偏ることなく指導・支援を行う。 ○加害生徒には教育的配慮の下、指導・支援を行う。 ○スクールカウンセラー及び保健室教諭が心のケア等を行う。 ○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。
	ネット上のいじめ	いじめを受けた生徒	○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。	○情報モラル講習会（9月） 外部講師を招き、インターネットに含む危険性や適切な使い方等について全校生徒を対象とした講習会を実施する。 ○「いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応する。 ○被害生徒を守り通す。
		いじめを行った生徒	○発見した教職員は管理職に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で不適切な書き込み等を削除させる。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○いじめは絶対に許されないことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じスクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行う。 ○解消されたと思われる場合も状況確認を継続する。	○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。 ○複数の教職員で調査・確認に取り組む。 ○教職員が質問に入り謝罪に関する指導を行う。 ○一方的な指導に偏ることなく指導・支援を行う。 ○加害生徒には教育的配慮の下、指導・支援を行う。 ○スクールカウンセラー及び保健室教諭が心のケア等を行う。 ○担任又は部顧問の二者面談により、継続的な観察を行う。
	その他の生徒への働きかけ		○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。 ○周囲に流されず、自分の意思で正しい行動をすることの大切さを理解させる。 ○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。	○全校集会等での継続的な指導を行う。 学年主任や生徒指導主事等が、左記内容についてなどについて継続的に指導する。

2 家庭（PTA）、地域との連携

家庭（PTA）との連携	○生徒とできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていいただくよう働きかける。 ○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。 ○PTA総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける
地域との連携	○生徒への継続的な挨拶や声かけを行っていただくよう働きかける。 ○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。